

# 敦賀市社会福祉協議会正規職員 〔令和7年4月1日採用、社会福祉士（総合業務職員）〕募集要項

令和6年11月22日

1. 募集人員 社会福祉士（総合業務職員） 1人
2. 業務内容
  - ①相談支援業務(地域包括支援センター等)
  - ②福祉活動、ボランティア活動の推進等 など
  - ※1 初めて業務を行う方についても、丁寧に指導しますので、安心して働いていただけます。
  - ※2 類似した業務の経験がある方の初任給等については、経験年数等を勘案して決定します。
  - ※3 市内の方はもちろん、市外の方の応募についても歓迎します。
3. 採用予定日 令和7年4月1日
4. 処 遇
  - 1) 月給（初任給） ※金額は業務手当を含んだ額となります。  
・大学卒 225,200円程度～291,200円程度
  - 2) 昇給  
原則として年1回
  - 3) 賞与・手当  
当協議会の給与規程に基づき、賞与（年2回）、業務手当、扶養手当、通勤手当（上限月額31,600円）、住居手当（上限月額27,000円）等を支給します。
  - 4) 福利厚生  
社会保険(健康保険、厚生年金保険)、労災保険、雇用保険に加入します。
  - 5) 勤務時間  
午前8時30分～午後5時30分（休憩時間60分を含みます）  
ただし、業務の都合により、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げることがあります。
  - 6) 休 日  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）  
ただし、業務の都合により、休日を他の日に指定することがあります。  
（休日については相談に応じます）
  - 7) 所定外勤務  
業務の都合により、所定時間外又は休日に勤務していただくことがあります。
  - 8) 年次有給休暇  
当協議会の就業規則に基づき年次有給休暇を付与します。
  - 9) 育児・介護休業等制度  
当協議会の育児休業等規程及び介護休業等規程に基づく休業制度があります。
  - 10) 退職金制度  
当協議会の退職手当規程に基づく退職金制度があります。
5. 試用期間 採用から3ヵ月間は試用期間とします。
6. 応募要件
  - 大学卒業以上の方
  - 社会福祉士資格を取得の方
  - 自動車普通運転免許を取得の方
7. 応募方法 敦賀市社会福祉協議会事務所（敦賀市東洋町4番1号・敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内）に次の書類を提出してください。
  - 履歴書（市販のもの）※本人自筆に限ります。
  - 大学の卒業証明書（卒業証書の写しでもよい）
  - 社会福祉士登録証（写）
  - 自動車普通運転免許証（写）
8. 採用者の決定 応募のあった方について随時面接を行い、採用者を決定します。

※ご質問などがある場合は、お気軽にお問い合わせください。